

MUNDO12

Soccer School

入会規約

次の入会規約の諸条件による締結を入会者(以下「甲」という)とMUNDO12(ムンド12)(以下「乙」という)との間に締結することを義務付けている。

第1条(名称と所在地)

本アカデミーは、MUNDO12(ムンド12)(以下当アカデミーとする)と称し、本アカデミー事務所を(〒107-0062東京都港区南青山5-12-5)内に置く。

第2条(目的)

当アカデミーは、日本の地域に根ざしたスポーツ文化と競技スポーツとしてのサッカーの普及、さらにはこうした活動を通じた地域と連動した国際文化交流に広く貢献する事を目的とする。

第3条(入会資格および手続き)

当アカデミーに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり当アカデミーが入会に適すと認めた者(以下会員という)とする。又、親権者の許可を条件とし所定の入会申込書に必要事項を記入押印し、提出することとする。

第4条(入会申込みの成立)

- 申込みとは、会員が自己責任のもとに当入会規約に基づき参加申込の意思を表明し、入会申込書の必要事項を記入し、当アカデミーに提出、当アカデミーが入会を認めた場合に成立する。
- 成立とは、入会金・年会費・月会費を初回の練習参加日までに(練習参加日当日も可)当アカデミースタッフに提出したときに成立するものとする。
- 会員が希望する受講参加日から開始とし、当アカデミーは年度途中で新規会員の入会を認める。

第5条(入会金・年会費・月会費等)

- 入会金、年会費はいずれも1年分を一括にて支払うこととする。
- 会員は、別に定める入会金、年会費、月々の月会費を所定の期日までに納入するものとする。一旦納入した諸費用は不可抗力による場合を除いて返金はできないものとする。
- 年度途中での入会でも入会金は変わらないものとする。
- 年会費は入会された月から数えて12ヶ月分の会費として適応されるものとし、その後一年毎、更新月には翌月分の月会費と一緒に年会費を納入するものとする。(例:2014年4月入会の場合、翌年2015年3月に入会費の納入。)
- 会員は年度会員制となっており、万が一アカデミーが実施されない月があっても年会費の返金の義務はないものとする。
- 会員による途中退会、または休会があった場合、年会費の返金の義務はないものとする。
- 月会費は前納とし、当アカデミーが所定する方法に従い翌月分のレッスン料(月会費)を納入するものとする。
- 入会金、年会費、初月の月会費の支払は初回練習時にMundoスタッフに納入するものとする。
- 月々の月会費は、口座自動引き落とし制とする。一旦納入した諸費用は特別な事情がある場合を除いて当アカデミーは会員に対し返金の義務を持たない。
- 会員は年度途中での入会の場合、月会費はその月のレッスン回数を参加日数で日割り計算し、その分を当アカデミーに支払うものとする。

第6条(退会)

- 会員の都合により退会する場合、当アカデミーが所定する届出用紙に必要事項を記入し、退会希望月の前月5日までに、当アカデミーに退会届を提出し、当アカデミーの承認を得るものとする。(例:10月退会希望の場合、9月5日までに退会届を提出。)
- 当アカデミーが第6条1で指定する提出日までに退会届けが出されていない場合、会員は退会希望月の月会費を支払うものとする。
- 一度退会した会員が再度入会する場合、会員の再度入会費の支払いは必要ないものとする。

第7条(休会)

- 会員の都合により休会する場合、当アカデミーが所定する届出用紙に必要事項を記入し、休会希望月の前月5日までに、当スクールに休会届を提出し、当アカデミーの承認を得るものとする。(例:10月休会希望の場合、9月5日までに休会届を提出。)
- 休会期間の月会費は原則2000円とする。3.会員は休会届を提出後に復帰する場合、その復帰月から通常費用の月会費を当アカデミーに支払うものとする。4.会員の休会期間は、休会希望月から連続2ヶ月間とする。それ以上延長する場合、特別な理由がない限り2ヶ月以上の休会を認めない。その際、当アカデミーは自然退会として扱うものとする。

第8条(保険)

- 会員の入会と共にスポーツ傷害保険に加入することとし、その手続きは当アカデミーが行うこととする。2.傷害事故の場合の補償は、加入する保険会社の契約通りとする。

第9条(負傷時の処置)

当アカデミーが定めるスクール時間にて怪我をした場合、当アカデミーが応急処置をするが、その後の処置については各家庭が責任を持ち、当アカデミーは責任を負わないものとする。

第10条(除名)

- 会員が以下の項目に違反したとき、当アカデミーの判断で甲を除名できるものとする。
- 本規約に違反したとき、または違反したと判断したとき。
- 月会費、その他の支払いを3ヶ月以上滞納したとき。
- 当アカデミーの名誉と信用を著しく害し、また甲が品位を損なったり、その他公の秩序に反したとき。
- 施設等を故意・過失により破損したとき。
- 入会後に、暴力団・反社会的勢力に関与したと当アカデミーが認めたとき。

第11条(開催・休講・閉鎖)

- 当アカデミーは祝祭日、年末年始を除き毎週開催するものとする。
- 原則雨天決行ですがやむを得ず中止となる場合は夏季、冬季休暇で開催するクリニック、イベントまたはトレーニングマッチなどのイベント開催としてレッスンを振替えるものとする。
- 当アカデミーは、天災地変・社会情勢の変化・その他乙通常の継続が困難となる事由が生じた場合、無条件に休講、または閉鎖できるものとする。

第12条(免責)

当アカデミーの活動内での秩序や指導者の指示に従わなかったことで起きた事故・トラブル・盗難等について、当アカデミーは一切の責任を負わないものとし、会員が当アカデミーに対し損害賠償を求めないこととする。

第13条(移動)

- 当アカデミーが行う会場までは自己責任とし、道路交通法及び規則を順守し、交通事故のないよう努める。
- 駐車場内で起こった事故は、当アカデミーは一切の責任を負わないこととする。

第14条(撮影)

- 会員の保護者による個人的な利用目的での写真撮影は行って良いものとするが、動画の撮影は原則禁止とする。
- 当アカデミーによって撮影された写真やビデオは、ホームページ他メディアに掲載する可能性があることから、甲はこれを承諾するものとする。

第15条(指導)

MUNDOの指導方針、指導方法や対外試合メンバー選考や所属クラスの昇格・降格など全てをMUNDOスタッフに一任すること。

第16条(付則)

- 当アカデミーが定めた本規約は必要に応じ、随時本規約を改正できるものとする。
- 当アカデミーが会員に本規約の改正後通知し、その後の当アカデミーに参加した場合、承諾したものとする。

第17条(遵守事項)

会員は本規約を遵守するとともに、当アカデミーが行う会場の諸規則に従うものとする。

第18条(発効期日)

本規約は、2019年4月01日より発効するものとする。

上記入会規約に同意します。

平成 年 月 日 保護者氏名

印

MUNDO12